

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和2年6月12日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

6月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第37号所管分の審査-----	3
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員、檜村一臣委員）	
議案第60号の審査-----	17
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員）	
議案第61号の審査-----	19
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員）	
議案第38号の審査-----	21
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員）	
採決-----	25
所管事項に関する調査について-----	26
閉会の宣告-----	26

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和2年6月12日（金）午前10時 0分 開会
午後 1時48分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員 長 嶋野浩一朗 副委員長 檜村 一臣 委 員 安藤 薫
委 員 村上 英明 委 員 渡辺 慎吾 委 員 三好 俊範

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森山 一正 教育長 箸尾谷知也
教育次長兼教育総務部長 北野 人士 同部参事 野本 憲宏
同部参事兼生涯学習課長 早川 茂 教育政策課長 松田 紀子
学校教育課長 河平 浩一 同課参事 武田 進介
同課参事 山根 隆寛 教育支援課長兼教育センター所長 藤山 京
次世代育成部長 小林 寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
こども教育課長 浅田 明典 出産育児課長 有場 隆
上下水道部長 末永 利彦 同部参事兼水道施設課長 榎本 宏充
経営企画課長 谷内田 修 料金課長 柳瀬 哲宏
下水道事業課長 竹下 博和

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 溝口 哲也 同局書記 速水 知沙

1. 審査案件（審査順）

議案第37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分

議案第60号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議案第63号 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第1条（摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）以外に関する部分）

- 議案第 6 1 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 6 2 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 3 8 号 令和 2 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 6 8 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

(午前10時 開会)

○嶋野浩一郎委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、今日は委員会をお持ちいただき、大変ありがとうございます。本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました8件の議案について、ご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席します。

○嶋野浩一郎委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開します。

議案第37号所管分の審査を行います。

本件について、補足説明を求めます。

北野教育次長。

○北野教育次長 議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)のうち、教育総務部が所管しております事項につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書4ページにございます、第2表繰越明許費をご参照ください。

款9教育費、項5社会教育費、公民館施設改修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、工事計画変更の必要性が生じ、その全額を繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為の補正をご参照ください。

小学校教育用コンピューター事業は令和3年度から令和7年度までの期間、1億7,703万5,000円を限度額として設定するものでございます。

同様に、中学校教育用コンピューター事業は、8,745万3,000円を限度額として設定するものでございます。

次に、歳入でございますが、8ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金は、国の補正に伴う学校保健特別対策事業費補助金及び情報機器整備費補助金でございます。

次に、10ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、保護者負担軽減を目的とし、6月から8月において、小学校給食費を無償とすることに伴う減額及び中学校給食において、10食分の喫食費用を負担することに伴う減額でございます。

次に、歳出でございますが、18ページ、款9教育費、項1教育総務費、目4教育指導費は夏休みの短縮に伴う会計年度任用職員の報酬、中学校3年生を対象とした夏期及び冬期講習の学習指導委託及び全中学3年生に実用英語技能検定を受検するための検定料負担金でございます。

20ページ、項2小学校費、目1学校管理費は、GIGAスクール構想に伴う情報機器整備費補助金が見込めることに伴い、全小・中学生に一人1台の端末を整備するとともに、ICT支援、電子黒板機能付大型掲示装置を整備するための経費等でご

ございます。

目3保健衛生費は、小学校における新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費でございます。

目4学校給食費は、夏休みの短縮に伴う給食実施日の増加に伴う経費でございます。

項3中学校費、目1学校管理費は、小学校と同様に、情報機器整備費補助金が見込めることに伴い、端末等のICT環境を整備するための経費でございます。

22ページ、目3保健衛生費は、中学校における新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費でございます。

目4学校給食費は、夏休みの短縮に伴う給食実施日の増加に伴う経費でございます。

以上、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)の補足説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 小林次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)のうち、次世代育成部が所管しております事項につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

8ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、私立幼稚園児に対する施設等利用給付費負担金を増額するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費に対する子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金を増額するものでございます。

款16府支出金、項1府負担金、目1民生費府負担金は、私立幼稚園児に対する施設等利用給付費負担金を増額するものでございます。

10ページ、款16府支出金、項2府補助金、目8教育費府補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対する大阪府教育支援体制整備事業補助金でございます。

次に、歳出でございます。

16ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、ファミリーサポートセンター、つどいの広場及び民間保育所などに対する新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費でございます。

目2児童措置費は、子育て世代応援施策に伴う商品券等の発行に対する経費でございます。

目3児童福祉施設費は、公立保育所における新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3母子衛生費は、乳児家庭全戸訪問業務などに対する新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費でございます。

22ページ、款9教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、公立幼稚園及びべふこども園に対する新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費でございます。

目2教育振興費は、私立幼稚園児の増加に伴う、施設等利用給付費負担金の増額でございます。

以上、議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)の補足説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 おはようございます。

それでは、補正予算について、数点お伺いをしてまいります。

まず、20ページです。ほとんど今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対策に関連した分になっています。特に、昨年の新型コロナウイルス感染症が大きくなる前に国会が補正を組んだ分で、小・中学校のPCネットワーク環境整備、タブレット端末の配備をしていくというふうに聞いておりますが、状況というのは前回の委員会のときから大きく変わってきているかと思えます。

その中で、今後訪れる可能性がある新型コロナウイルス感染症の第2波の対応としても大変重要となるこのICTの対策ですが、改めまして現状の進行状況と他市との比較、そして、現状の課題についてお伺いしていきたいなと思えます。

続きまして、小学校、中学校の給食費無償化です。ここについては改めて一度詳しく内容のほうを教えていただければなと思えます。

続きまして、小・中学校の保健衛生費、消耗品費について、これも内容について教えてください。

続きまして、幼稚園費の施設等利用給付費負担金です。新型コロナウイルス感染症対策で国からの補助金が下りている分をお配りするというふうに聞いていますが、その内容についてお伺いいたします。

続きまして、16ページ、児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金ですね、病後児保育事業補助金と一時預かり事業補助金、民間保育所等運営費補助金、これは全部新型コロナウイルス感染症対策への補助金等々からの分だと思うんですけど、内容についてこれも改めてお伺いいたしま

す。

続きまして、児童措置費ですか、役務費の通信運搬費、1万円の商品券を子どもがいる家庭にお配りするというふうに聞いております。改めまして、その内容とお配りする期限ですね、タイムスケジュールをちょっとお伺いしていきたいと思えます。

最後、4ページ、公民館施設改修事業です。これも新型コロナウイルス感染症の拡大前から考えられていた部分で、遅れが出ていると思えます。その状況の変化について。施設を利用されている方もいらっしゃいます。現状、止まっていたわけですけども、今後の見通しについて、どうお考えかお聞かせください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 タブレット端末は、本年度中に全台配備できるよう準備を進めているところでございます。具体的には、どのような端末にするかの選定や、端末に入れる授業支援ソフトの内容などの選定する準備を進めているところでございます。

また、他市との比較ですが、他市も同じく本年度で配備できるように準備を進めているところでございます。

最後に、現状の課題といたしましては、タブレット端末をいかに早く、導入することができるかが課題となっております。

○嶋野浩一朗委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 それでは、教育政策課にかかります2点のご質問に答弁させていただきます。

小・中学校給食事業についてでございます。まずは、小学校給食の無償化についてでございます。4月、5月の臨時休校に伴い、授業時数確保のため、夏休みを短縮す

る予定でございます。本来夏休みであったその期間の登校日については、給食の実施をさせていただき、4月、5月のかわりに7月、8月分は保護者支援ということで給食費を無償化したいと考えております。また、6月につきましては、一部が簡易給食であったことなどから、無償とさせていただき、結果として、学校再開後の6月、7月、8月の給食を無償にしたいと考えております。

次に、中学校給食につきましては、本来夏休み期間であった日数で、お弁当が必要な日数が10日ほどございますので、その10日分を支援するというところでございます。ただし、利用期間につきましては、7月、8月に限らず、今年度いっぱいということで実施の予定でございます。

また、保健衛生費の消耗品費につきましては、非接触型体温計やマスク、液体石鹸や手指消毒剤、次亜塩素酸ナトリウム等消毒剤等の衛生関係の消耗品にかかる費用でございます。

○嶋野浩一郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、こども教育課に関わりますご質問にお答えいたします。

まず、予算書22ページ、23ページの施設等利用給付費負担金についてでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策ではなく、子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園に通う子どもの保護者に対して、幼児教育・保育の無償化として給付する負担金でございます。当初予算では、令和元年度の私立幼稚園に通う園児数をもとに予算額を計上していましたが、今年度に入り、その園児数がふえたため、増額の補正するものでございます。

次に予算書16ページ、17ページの児

童福祉総務費の各種補助金についてでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、民間保育所等が実施する病後児保育、一時預かりや民間保育所等の保育の部分に必要な衛生用品や備品を購入するための補助金で、国負担10分の10の補助金を歳入として計上しております。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 セッピィ子育て応援商品券でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援すること、地域経済の活性という視点で支給するものでございます。対象者は、令和2年6月分の児童手当本則給付の受給者で、約12,500人を見込んでおり、対象児童一人当たり1万円分を支給します。本事業は、産業振興課と連携して行う事業となっており、子育て支援課では、対象者の抽出と発送業務を担当いたしますので、郵便料金等の予算を計上しております。スケジュールとしましては、補正予算がご可決いただけましたら、産業振興課で、商品券を使用できる事業者の募集、商品券、ポスターの発注業務を行っていただき、8月下旬に対象者に商品券、チラシ等を簡易書留で発送いたします。商品券の利用期間は、9月1日から令和3年2月末まででございます。

○嶋野浩一郎委員長 早川部参事。

○早川教育総務部参事 安威川公民館改修工事についてお答えします。

安威川公民館改修工事については、当初6月議会に上程、7月から来年2月の工期を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりました。

工期については、早急な対応が必要でありますので、工事ができるようになれば即

座に対応してまいります。

また、公民館については、現在6月1日より利用制限を設けて開館しております。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 家庭で学習する際、勉強以外の使用をされると意味がなくなってしまうと思いますが、そのあたりの課題をクリアできるのか、また、自宅でタブレットを活用できるのか教えて下さい。

小学校給食費の無償化についてです。長い自粛期間の中で家庭の食費が上がり、保護者への経済的負担、さらに子どもの栄養バランスが懸念される現状だが、そこをクリアするために無償化を延長する考えはないのか。また、中学校給食の予約システムについて、周知の仕方はどうしているのか。無償の10日分を延長する考えはないのか。併せて喫食率向上への対策についてどうお考えか。中学校給食は、取りに行く時間や返す時間が懸念される。そのあたりの考え方で、一斉にみんなが食べる時間を作っていくてもいいのではないか。

また、ネグレクトの問題も登校する機会が減り、見えにくくなりつつあると思うんです。子ども食堂なども自粛の影響でできなくなっています。そういうところの調査は必要だと思うし、カウンセラーなども有効に使い、流動的に動けるよう指導し、仕組み作りもお願いしたいです。

次に、消毒液の活用方法について。教室前等に設置するとのことだが、例えば給食の前に机を消毒するなどの対策は考えているのか。

教育振興費の施設等利用給付費負担金の内容については、了解しました。

児童福祉総務費の補助金申請のために備品購入について、領収書を相手からもらうのか、また、補助金が余った場合の対応、

事務の流れについても教えて下さい。

次に、商品券について。12,500人対象で、所得制限を設けているとのことだが、対象外は何人いるのかと、今回の制度設計に至った経緯について教えてください。

また、賛成討論の際に、高校生のアルバイト代を家計の足しにしている家庭もあるので、これから新型コロナウイルス感染症対策の際には、子育て世帯の定義を中学生までの家庭に限定しないようにしていただきたいと言いましたが、それが反映されていません。今回はスピードを重視することもあって仕方がないが、次回から拡大するよう要望します。

公民館改修工事について、12月から新型コロナウイルス感染症の第2波のおそれがある中、また工期の変更等がでたら、施設はどの程度まで利用可能なのか。利用者への影響等についてどう考えているのか、お教えてください。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 タブレット端末の導入については、9月には第一段階として導入し、まず、中学3年生、小学6年生を優先的に行うことを考えております。その後、小・中学校ともに高学年から順次導入していきたいと考えております。

また、タブレット端末の活用法は、学校の授業での活用はもちろんのこと、家庭へ貸与し活用することも考えております。内容としましては、いわゆるドリル学習などの家庭学習や基本的な生活習慣の維持のための健康観察、双方向でのオンライン授業や学習支援動画等に活用できればと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 小・中学校の給食の

無償化の延長についてでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、本年度中に第2波・第3波か来るのか、それとも収束していくのか、今後どうなっていくのかが不明でございますので、現段階でできる範囲の支援をと考えております。

中学校給食の予約の周知につきましては、議決がございましたらすぐに生徒にプリントを配布するとともに、ホームページなどで周知の予定でございます。また、この10回分の提供で、普段は食べていないお友達と予約し、一緒にお弁当を受け取りにいていただいで一緒に食べていただきたいと思っております。例年の年度当初の喫食状況に比べ、本年度の予約状況が、あまりよくなかったため、この10回分の提供をきっかけに、今後の喫食率の向上につなげたいと考えております。

次に、消耗品の活用方法につきましては、現在、給食の前後の手洗いを徹底するように指導しております。石鹸で手洗いをし、手洗いができないときにはアルコールジェル等の手指消毒剤を用いるところではございますが、アルコールにつきましては、文部科学省の「学校の新しい生活様式」において、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行うという記載がございます。やはり、アルコールについては、強制的に使用させることはできません。今後、給食当番などは手洗いの後になるべくアルコールジェルを用い、洗い流すなど、対応をしてまいりたいと考えております。

消毒についてでございますが、6月4日付の国の通知では、消毒は、児童・生徒等がよく手を触れる個所、ドアノブ、手すり、スイッチなどや共用物は1日に1回以上行うとございます。従いまして、給食前の

机の消毒は、特には行っていない次第でございます。

○嶋野浩一郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 こども教育課に関わりますご質問にお答えいたします。

民間保育所等への新型コロナウイルス感染症対策のための補助金についてでございますが、実績報告として、購入した物品の領収書の写しを提出していただいたのち、補助金額を確定させまして、交付させていただきます。ですので、民間保育所等において補助金が余るといったことはないと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 セッピィ子育て応援商品券でございますが、所得制限による対象外の方は約600人となっております。所得制限は、児童手当に合わせておりまして、例えば、4人家族で扶養親族が3人の場合では、収入額の目安として960万円を超える世帯でございます。今回の制度につきましては、保育所等の自粛要請や学校の休校に伴う生活費の増加、子育て世帯の中で離職や就職活動が困難な状況が見受けられることなどから、子育て世代の中心となる児童手当の受給者、児童手当の対象となる子育て世代への制度として設計したものでございます。

○嶋野浩一郎委員長 早川部参事。

○早川教育総務部参事 今回延期するにあたり、延期が決まった時点でクラブ協議会を開き説明を行い、延期のご理解をいただいております。今後についても、変更等が確認できれば、直ちに工事の説明を行ってまいります。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 タブレット端末は第2波が来たら家庭で使用できる方向に持つ

ていくのか、環境整備等の見込みについてお教えてください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策にかかる自粛の状況下において、これまで給食を食べていた子どもたちが自宅で昼食を食べることとなり、家庭によっては子どもの栄養バランスが不安であることも考えられ、給食の重要性が高まっています。特に中学生の給食はもともと全員喫食でないので、学校再開後もその不安は解消されにくいと考えられます。そういう子どもに必要な栄養バランスに不安を抱えている家庭がないのか、調べにくいところもあるかと思いますが、調査することを検討してもらいたい。これは要望とします。

消毒液の校内での使用にあたって、肌が弱い児童・生徒への対応について、どのように考えているのか。また、教室の机は本当にきれいなのか。食事前の手洗いでだけでは不十分だと考えるので、指導も含め、しっかりとした安全対策を要望します。

補助金の対象となる備品の購入期限はいつまでか。体温計等入手しにくい状況が続いていると聞いています。

商品券について、600名が対象外となっているが、税金をたくさん納めている方が恩恵を受けることができないのはいかなものか。子どもの年齢が高いほど家庭の負担は重くなるので、次回までに検討することを要望します。

公民館の改修については了解しました。今後も真摯な対応を要望します。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 今回の補正予算で、インターネット環境の整備が必要な家庭に対して支援していくために、器具費として貸与用モバイルルーターを、通信運搬費としてその通信費を計上しております。こ

の度教育委員会が実施したインターネット環境調査では、約3%の家庭でインターネット環境がないと回答しておりました。今回はその調査結果より、それらの家庭を支援できるように予算計上しているところです。

しかし、実際にどれだけの数が必要かはわからないところがありますので、実際に貸与する時には、保護者に申請書等で実数を確認し、対応していきたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 民間保育所等への新型コロナウイルス感染症対策のための補助金について、物品の購入期限ということですが、今年度中に納品される必要がございます。ただし、新型コロナウイルス感染症対策としては、できるかぎり早期に購入していただき、感染対策を講じていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 タブレット端末等の家庭における使用方法については、よく検討して、しっかりとした対応を要望します。

商品券については、情報提供を随時しっかり行っていただくよう要望します。

新型コロナウイルス感染状況下で求職中の方の子どもの保育の期限が、6月から8月末まで延長となったが、さらなる期限延長を要望することを意見として述べさせていただきます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 ほか、ございますか。安藤委員。

○安藤薫委員 それでは質問させていただきます。

9 ページ国庫負担金と府負担金の施設等利用給付費負担金が増額になっている

のは、民間幼稚園の入園児童数が予想を上回りふえたためとのことですが、当初見込みを上回った要因は何かお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波、さらにインフルエンザなど他の感染症の流行がかさなることが想定されます。今回、児童福祉費、保健衛生費、小学校費、中学校費、幼稚園費において、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、消毒液等の消耗品費、空気清浄機など庁用器具費が増額されていますが、この際、インフルエンザなどの感染症にも対応する必要がありますのではないかと思います。今回の補正予算に含まれているのかどうなのか。

4ページの債務負担行為は、市内小・中学生全員にタブレットパソコンを配布するため5年リース契約を行うために設定されたとのことですが、限度額設定の根拠についてお教えてください。

21ページ、22ページのPCネットワーク構築委託料とICT支援委託料について内容をお教え下さい。

債務負担行為のタブレットパソコンの購入を含め、多額の契約となります。すべて小・中学校での一連の教育環境の整備ということで契約形態も問われてくると思います。1日も早い現場への提供をはかるスピード感も大事ですが、契約の透明性、公平性が担保されなければなりません。その点についてどのように考えているのかお聞かせください。

全児童・生徒に配布されるタブレットパソコンの運用について、リモート学習が各家庭で可能なのか。学校間、教員間、家庭間で格差をなくす必要がありますが、そのことについての考え方をお伺いします。

次に、21ページ学習指導委託料は、撰

津SUN SUN塾の増額とのことですが、その内容についてご説明ください。

同じく21ページ、実用英語技能検定料負担金についてご説明ください。

次に、給食について、小学校給食費6月から8月分を無償にすることは評価できることです。3か月間の無償化にかかる市の負担額はどのくらいになるのでしょうか。

また、中学校給食では10食分を無償提供されるとのことですが、そちらについても市負担分はどのくらいになるのでしょうか。

それから、4月から5月の学校休校中、直営校、民間委託校の調理員は研修、清掃などで勤務を継続し、委託事業者に委託料を支払っていると聞いています。そうであるならば、休校期間中の学童保育や居場所として登校した児童等に対して希望に応じて給食を提供できたのではないのでしょうか。実際に、休校中も給食を提供した自治体があると聞いています。子どもの貧困対策という観点から「食の保障」として大切だと思うのですが、第2波等で再び学校休校になった際のことも含め、どのように考えているのかお聞かせください。

○嶋野浩一朗委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、こども教育課に関わりますご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の園児数が増加した要因ということでございますが、昨年10月から開始されました幼児教育・保育の無償化により、保育が必要な子どもの施設として、預かり保育を実施している幼稚園を選ばれる方がふえたためであると考えております。また、4歳からの2年保育を考えておられた

方が、3歳から保育料無償化ということで、1年前倒しで入園された方が多くおられたと推察しております。

○嶋野浩一朗委員長 有場課長。

○有場出産育児課長 児童福祉総務費のうち、ファミリーサポートセンターと地域子育て支援拠点は出産育児課で所管していますので、私から答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いつまで続くか予想は困難でございますが、毎年12月頃から流行する季節性のインフルエンザなど、子どもに関しては年間を通じて様々な感染症が想定され、こうしたことも踏まえて感染防止対策を取っていく必要があると考えております。

昨年末頃から新型コロナウイルス感染症について頻繁に報道されるようになり、本市でも今年に入って一早く対策本部を設置し、手指消毒液の配置等、様々な対策を取ってきたところでございますが、こうした取り組みが全国的になされ、国民の意識も変わってきたことから、結果としてインフルエンザなどの感染症も大きく減少いたしております。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策は、他の感染症の防止にも効果を表すことが明らかになっておりますので、今後におきましても、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も意識しつつ、対策に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 この債務負担行為については、財政負担を平準化するために行っております。その積算根拠としては、まず、月額として小学校では端末のリース代が約160万円、ICT支援の委託が約

140万円で計約300万円、中学校では端末のリース代が約80万円、ICT支援の委託が約70万円で計約150万円となっております。その月額を、導入された期間の5年間で乗じて算出したものとなっております。

次に、PCネットワーク構築委託料については、令和元年度の3月補正から繰越しとなっております各学校の高速大容量ネットワークとした校内LANとタブレット端末や小学校では電子黒板機能付きの大型提示装置とをつなぎ導入するものです。

また、ICT支援委託料については、タブレットの中に導入する授業支援ソフトとその導入や授業での活用方法についてサポートする支援員の委託料となっております。

タブレット端末の整備については、第2波、第3波のことも考えるとできるだけ早くに届けたいと考えております。契約については、公平性等を担保するためにも、担当課である財政課と協議していきたいと考えています。

タブレット端末を活用した家庭学習については、家庭間格差ができないように、全家庭でできるように整備していきたいと考えております。また、学校間や教員間での格差ができないように、タブレット端末の授業支援ソフトについてできるだけ活用しやすいものを導入したいと考えております。全教員のICT活用能力向上のためには、まず市内でリーダー教員を育成して、そのリーダー教員が模擬授業や研究授業などを行うことで、全教員が指導方法を学び、活用できるようにしていきたいと考えております。

次に、摂津SUN SUN塾の増額について

てです。高校入試を控えた中学3年生を対象に、8月の16日間、国語、数学、理科、社会、英語の5教科を、学校を会場として夏期講習を実施したいと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 藤山課長。

○藤山教育支援課長 実用英語技能検定料負担金について、ご説明します。市内中学校に在籍する3年生を対象に、実用英語技能検定、いわゆる英検3級の検定料を市が全額負担するものです。市内に670人が在籍しておりますが、希望者が受験いたします。英語が苦手な生徒は4級を受けることや、既に3級を取得している生徒の場合は準2級や2級の受験も可能としております。

○嶋野浩一郎委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 それでは、教育政策課にかかりますご質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス以外の通常の感染症等についてでございます。マスクや手指消毒剤などの衛生関係品につきましては、新型コロナウイルス対策であるとともにその他の感染症についても役立つものであると考えております。また、感染症対策としては、手洗いや手指を消毒しても、それだけで100パーセントの予防になるというのは難しく、子ども達の免疫力、体力が大事であるとうかがっております。これまでも学校保健といたしましては、好き嫌いなく食べ物を食べる、外出した際には手洗いうがい、早寝早起きなどと啓発を行ってまいりました。特に睡眠は大切であるため、子ども達自身がそのことを理解し、スマホやゲーム等で夜更かしすることがないよう、生活習慣の大切さなども、学校現場とともに発信をしてまいりたいと考えております。

小学校給食の無償化にかかります費用につきましては、歳出ベースで申しますと、2,613万1千円となっております。中学校給食につきましては、2,013万2千円、合計4,626万3千円でございます。

学校給食につきましては、学校が開校しているからこそその学校給食であり、臨時休校中に給食のみ実施するものではないと考えております。また、子どもの貧困の視点で何かできないかということでございますが、新型コロナウイルスが蔓延している中では難しいのではないかと考えております。実際に子ども食堂等も3密を避けなければならない中で、中止をせざるを得ない状況であったとうかがっております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 私立幼稚園入園児がふえていることについて、定員や配置基準などの把握と安全確保の観点からの市の関与が必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

また、公立幼稚園の廃止など選択肢が狭められてきた状況で、保育所待機児童の受け皿になっている状況などのリアルな実態をつかんでおく必要があると考えます。その点について見解をお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ等感染症への備えについて、手洗い、うがい、ソーシャルディスタンスなど新しい行動様式が求められており、従来からの課題でもある虫歯、口腔崩壊予防のためフッ化物による洗口などの指導も検討すべきだと考えます。

また、民間子育て施設に対しても新型コロナウイルス感染症対策のための補助金予算がつかしました。消耗品・備品購入、補助金支給の増額をしたから「よし」とせず、

現場に寄り添い、必要な支援を今後も追加していくよう求めます。先般、ある団体が手作りの子ども用マスク数百枚を学童保育室へ寄付したいと、子育て支援課に申し入れたが、「すでに十分な予算がつきマスクも足りているので他に回すように」と断られた。しかし、学童の保護者に聞くと「不足している」「ありがたい」とのことで、直接保護者会に寄付された。現場の声がしっかり届いていない可能性も感じたので留意願いたい。

タブレットPCなどICT活用における様々な契約について、ICTは技術革新が早いので、学習ソフトも日々更新されることが予想され、5年という固定化された契約の中でどのように対応するのかなど、しっかりとした検討が必要だと思えます。業者任せでブラックボックス化にならないように発注者である教育委員会が主体的に契約内容を精査し専門性、透明性、公平性が図られるようにすべきだと思えます。

摂津SUN SUN塾は、今年度より対象学年に中学2年、中学3年を、科目は国語を追加し実施予定でした。新型コロナウイルス感染症対策により学校休校していましたが、今年度の実施を今後どのように行っていくのかお聞かせください。

実用英語技能検定は中学3年生の英検検定料を市が負担し、中学校3年生が獲得すべき英語能力の到達度をはかる英検3級検定試験で生徒の英語学習の動機付けにしたいとのことです。国語、数学では摂津SUN SUN塾と受験を控える中学3年生への対応は理解しているところです。

一方、長期休校明けの児童・生徒の生活リズムの確立、不登校いじめなど課題のある児童・生徒へのケアが求められつつも、

不足する授業時数をどのように確保するのか。学習保障も重要ですが、学校生活に欠かせない行事、楽しみにしている夏休みなども短縮されるようですが、そのあたりの考え方をお伺いします。

また、教員の過重負担がさらに大きくなることについて危惧しております。さまざまな課題が凝縮されて学校現場にのしかかっており、そのうえ、消毒や給食指導など感染予防の負担も追加され、小規模校への人的支援など必要と考えるが、市教委としての対応をお伺いします。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の令和2年5月19日付事務連絡で、「新型コロナウイルス感染症対策として学校休校していた期間、例外的に学校給食が実施されたとみなし、就学援助費の給食費相当分は支給してもよい」とされています。今年度の最初の支給は8月でまだ間に合います。4月から5月分の学校給食相当分を就学援助として支給すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

1回目の質問から漏れてしまいました。17ページの児童措置費、児童手当受給者に対し新型コロナウイルス感染症に対する摂津市独自の支援策として支給する、一人1万円の商品券についてお聞きします。国の支援策として6月に児童手当受給者へ1万円支給した際、事前に郵送で給付金の受け取りの意思確認を行ったが、今回の商品券についても意思確認を行うのかどうか。また、現金とは異なることから郵送での支給となると思いますが確実に家庭に届けるための手立てについて、どのようにお考えでしょうか。

このところ、緊急事態宣言解除、学校再開と新型コロナウイルス感染症の拡大は一旦落ち着いているが、市民生活の大変さ

は今後さらに深刻になるのではないかと危惧しているところです。とりわけ、子育て世帯について、見えにくい貧困状況のもと、子どもへのしわ寄せが最も心配されます。経済的な余裕の少ない子育て世帯へのさまざまな支援策が講じられてきているが、親の失業、倒産、収入減などのよる生活困窮、家族関係のこじれなどにより、これまで課題のあった子どもたちとともに、一人一人を注視しなければなりません。何に困っているのかなど把握してきめ細かな対応が必要です。子どもの貧困問題で「実態調査」を求めてきましたが、あらためて、今、子育て世代の実情、貧困の実態の把握のためにアンケートなど調査を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○嶋野浩一朗委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 こども教育課に関わりますご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園への市の関与についてでございます。私立幼稚園の認可や指導・監督の権限は大阪府にございます。本市に、指導や監督の権限はございませんが、定員数や在籍の園児数などは把握しております。全ての園が定員内の園児数でございまして、設備や運営の基準についてもしっかり遵守していただき、運営していただいていると認識しており、大阪府からも指導や指摘があったというような連絡もいただいておりません。

今後も引き続き大阪府と連絡を取ってまいります。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 現在、通常の摂津SUN SUN塾については、5月の分散登校の時期に1回目を、6月に入り2回目の案内を、学校を通して各家庭に配付しており

ます。入塾希望の方は、直接Webより申請を行うこととなっております。なお、6月末から入塾希望者に面談を行い、7月開始をめどに準備を行っているところでございます。

また、各会場の定員は、その学年の1割ほどの人数を想定しておりますが、定員を超えて申し込みがあったとしても、15名の指導者がおりますので、会場の指導者の人数配分を変えることで対応できるようにしていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 藤山課長。

○藤山教育支援課長 委員がご指摘のとおり、授業時数の確保とともに、学習の効率化や生徒の学習への動機付けが大変重要となっております。今回の休校が長期間となりましたが、中学3年生には10月初旬に行われる英検の合格を高等学校入学者選抜までの中間目標として頑張ってもらえたらと考えております。10月2日金曜日または3日土曜日、11日日曜日の3日間で学校が選択した日時で実施いたしますので、学校の負担は大きいものですが、昨年度も中学校3校で英語科教員の努力によって学校実施が行われています。教育委員会といたしましても、学校に既に配置している支援人材を活用するなど、学校の負担軽減に努めたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 就学援助について、でございます。就学援助につきましては、経済的理由により、就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学校給食費等の援助を行うものでございます。例えば、給食費が払えないために学校に行けないなどということがないようにするためのものでございますので、支給については検討をしております。ただし、今回、4月、

5月の学校休校中に、保護者のみなさまがご家庭で昼食を用意することが、経済的負担や一日中食事の準備に追われていた等、大変であったというお声があるとは認識しております。そのため、4月、5月の2か月分について、7月、8月の、本来、ご家庭で昼食を準備していただく夏休みの2か月分、また6月分もあわせて無償とさせていただきます。ご次第でございます。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 セッピィ子育て応援商品券でございますが、商品券等は簡易書留で郵送いたします。受け取りの意思確認につきましては、意思確認のための書類や期間を設けることは考えておりません。

次に、実態調査のアンケートでございますが、子ども・子育て支援事業計画時のアンケートや、学習状況等の家庭の状況調査や、ひとり親家庭の現況届時の面談など様々な形で情報収集を行っており、あらためてアンケートを実施する予定はございません。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは3回目の質問をします。

給食費の就学援助費支給について文部科学省の事務連絡では、準要保護世帯にも適用可能とされているが、市単費で実施する考えはないのかどうか。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で学校生活への負担や学力保障の問題、また、中学3年生は高校入学試験が来年に控えておりますが、他府県では入学試験の出題範囲を狭めることを検討しているとの情報もあります。大阪府においても入学試験の出題範囲を狭めることができないのか、以上のことについて教育長にお答

えいただきますようお願いいたします。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 学校給食費でございますが、国の通知は、生活保護世帯に対しまして、学校休校中の4月、5月の学校給食が実施されたとみなし、要保護者に給食費相当額を支給する場合、要保護児童生徒援助費補助金の対象として差し支えないという内容であり、その趣旨を鑑みて、準要保護世帯につきましても、地域の実情に応じて対応を考えて欲しいというものでございます。これまで、新型コロナウイルス感染症対策としまして教育委員会では、ひとり親家庭への5万円の支援、児童手当受給世帯への1万円の支援、今回の商品券や給食費の無償化など様々な施策を実施提案しておりますことから、就学援助の給食費の4月、5月分の支給については、予定はございません。

○嶋野浩一郎委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 今回の新型コロナウイルス感染症については、これまで誰も想定していなかった事柄であり、子どもたちや保護者も大変不安に感じておられることと思います。そのような中で、学校として、子どもたちの安全・安心をどのように確保するのか、また、およそ3か月間学校が休校であったその授業の回復をどのようにするのが子どもたちや保護者の方が心配しておられることと思います。

感染症予防については、現在も実施しております、検温や手洗い、消毒、換気等を徹底するとともに、感染予防の観点からの授業の仕方についても教育委員会から各学校で指示をしているところです。

また、新型コロナウイルス感染症対策のために増加する教職員の負担軽減については、学習指導員等の配置などの国の補正

予算が成立したことを受け、市としてもあらためて予算化するよう要望していきたいと考えております。

さらに、学力保障としては、とりわけ進路を控える中学校3年生を対象に摂津SUN SUN塾を各中学校で開催していきたいと考えており、また、授業の回復につきましても、教育委員会からは長期休校の短縮を示しておりますが、それ以外に、朝の時間をモジュールとして活用する方法や水曜日の6時限目の授業を行う方法、また、7時限目授業を導入する方法等を例示しており、各学校で学校行事の重点化も含めて議論の上、回復方法についてきちんと児童生徒、保護者に示すように指導しております。

入学試験の範囲を狭めることについては、新聞報道等によりますと大阪府は現在検討中で、6月中には一定結論を出す予定であると聞いております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

質問はございますか。

檜村委員。

○檜村一臣委員 私のほうは、ちょっと確認も含めて、2点だけお聞きしたいと思います。

まず、19ページと21ページにかけてなんですけども、19ページの一番下の教育費、教育総務費で、会計年度任用職員報酬っていうのがあります。

21ページの小学校費の中にも会計年度任用職員っていうことで127万円と教育総務費が584万円というふうなこ

とであるんですけども、こういった形で入れる職員であるかということと人数的なことについて、分かればお聞きしたいなというふうに思います。

もう1点、21ページで、実用英語技能検定料負担金の件についての話が先ほどあってですね、基本的に3級の受験であると。人によっては4級からで、人によっては準2級でというふうな話なんですけど、基本的なことでも申し訳ないですけど、3級が基本なのかどうかというふうなこともちょっと分からなくてですね、4級へ、準2級へっていう話があるんですけど、基本的なところの考え方と、4級にされる方とか準2級にされる方と違っていうふうなのを学校でどういうふうに決めていくのか、ちょっと中身について教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 それでは、学校教育課に関わる内容についてご答弁申し上げます。

会計年度任用職員の報酬の増額について、こちらは、このたび臨時休校の関係で夏季休業期間が短縮になったことによる、会計年度任用職員の方々の勤務日数がふえたことによる増額の要求となっております。

詳細については、例えば、読書活動推進サポーター10日間、スクールサポーターは20日間分の増額となっております。

○嶋野浩一朗委員長 藤山課長。

○藤山教育支援課長 教育支援課に関わります内容についてご答弁申し上げます。

実用英語技能検定の3級といった基準ですが、国が定めます基準として、第2期教育振興基本計画の中でCEFRと言

ますが、A1レベル以上を中学3年生の段階で身につけさせるということを目指しております。

こちら、50%を通過率として目標としておるのですが、本市でもまだ達成はできておりません。

大阪府の英語教育推進計画でも、本年度50%の3級合格ということを目指しております。ですので、中学校3年生につけさせるべき力として適当なものであると考えております。

ただし、先ほども申しましたが、希望によって受けていただきますので、まだ苦手だ、こういった試験を初めて受けるというような自信のない生徒にとってもきっかけとなるよう4級から始めるということもありましょうし、既に3級を持っているんだ、準2級も持っているんだという生徒も中にはおります。そうした方については上の級も受けられるようにというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 教育政策課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

21ページ、小学校費の会計年度任用職員報酬につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下、何人かということですが、夏休み期間に給食を実施いたしますので、給食調理員の会計年度任用職員のその間の報酬でございます。新型コロナウイルス感染症の影響でございます。

また、人数につきましては、毎日来ている会計年度任用職員が7人、パート勤務が4人となっております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時05分 休憩)

(午後1時06分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

議案第60号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 1点だけお伺いします。

現状、指定都市におきましては、こういう資格を取る研修の制度が、今度、中核市まで伸びるというような制度に変わるといふふうに聞いております。

そこで、1点確認ですが、現状では、摂津市は中核市でも指定都市でもないの、大阪府のほうで受講されるというふうに聞いてます。

例えば、現状では、指定都市、大阪市ですけれども、そういったところが、例えば摂津市の人も受けられるのかどうかという確認と、この後、中核市に伸びていくことによって、例えば隣の市である中核市の吹田市とかでもそういうことができるようになる見通しがあるのか、その点についての確認だけ、1点お伺いしたいです。

○嶋野浩一朗委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 まず、現状でございます。

指定都市のほうから今年度からこの支援員の研修、資格研修のほうを実施できるようになりました。

直近で確認をしますと、まだ、大阪市、堺市とも、今回、社会事情と申しますか、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、この研修のほうの実施にはまだ至

ってないというふうに聞いております。

今後、指定都市、また中核市のほうでこの研修が行われるようになった場合には、まず、やはり、実施する市のほうでこの資格を持っている方が充足しているかというのがまず第一で、研修を実施される市にとっては一番大事なところになってくると思いますので、そこが充足した折には、他市の枠といいますか、そういうものも設けられるのではないかなと。

実際、この実施に当たっての要項の中で、どういう方に受講要件があるとまで定められておりませんので、それぞれの中核市、指定都市が受講要項のほうを定めてまいりますので。

ただ、今後については、恐らくそういう枠も設けていただけるということは考えられるのかなというふうに考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ここについてはそういったことが予想されるということです。

現状、吹田市とかが府のほうで使っていた枠が空くということも予想ができます。その分、摂津市も少しは恩恵を受けられるのかなと。

この摂津市で働いている人の大部分が摂津市近辺に住んでいると思います。

その中で、例えば吹田市や高槻市で受けられるというのは利便性、交通の利便性もありますし、結構長い時間の研修を受講されるというふうにも聞いておりますので、移動のストレス、移動時間の短縮とかにもなりますので、その辺ちょっと他市との連携をしていただいて、なるべく早くいろんな市で受けられるよう、要望としておきます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 私も基本的なことをお聞きして確認しておきたいと思います。

中核市でもこの資格認定の研修を受けられるということではありますが、現状、摂津市の支援員の中です、この資格研修の受講が済んでおられる方と、まだ受けておられない方で必要な方というのがどのぐらいになっているのか。現状認識としてちょっとお聞かせください。

○嶋野浩一朗委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 これまで、この資格研修を受けられた方につきましては、46名おられます。

その中で退職された方もおられまして、現状では43名の方が資格保有者となっております。

今回、1クラス40人体制ということで、クラス数もふえておりますので、さらに5名から6名の人数が少なくとも必要になってくるかと考えておりますので、今年度、その者について受講をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 学童保育については、体制の整備等、40人クラスであったり、学童児童の拡大等で人員の確保も大変だというような状況が続いている中でです、安全な学童の保育を実施してもらうためにこの研修をしっかり受けて生かしていただきたいなというふうに思います。

これは、正規の指導員だけではなくて、週5日未満の指導員を含め、フリーの方も含めて全て受けていただくというような

方針になっているのか、希望者だけということになっているのか、その点、ちょっと聞かせてください。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今、指導員の構成としましては、正の指導員、それから担任補助、それと加配等の補助となっております。

我々としては、正の指導員と担任補助、ここについては必ず受けていただきたいと、1クラス2名は確保していきたいというふうに考えております。

また、その後ですね、クラスがふえるのであるとか、退職の方も出てくることも考えられますので、やはり補助の指導員等にも、希望があれば受講していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第63号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時13分 休憩)

(午後1時14分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

次に、議案第61号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 今までは時限法という

ことで特例というか、それまでの間に3歳からの移行先を決めてくださいという条例だと思うんですけど、それが今回、期限がなくなったというような条例改正案だと思います。

ただ、現状ですね、ゼロ歳から預けてた子が3歳から急に保育所に預けなくてよくなるっていうのは考えにくいことなんですけども、これが、この条例改正が適用されますと、今後摂津市においてはどのような状況になり得るのか。現状的には、次のところを個別対応で確保できているっていう状態なのか、ちょっと難しいっていう状況なのか、そこのちょっと確認だけお伺いしたいです。

○嶋野浩一郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 連携施設の設定ということですが、条例の中では、令和6年度末までに連携施設を設定しなければいけないということがございます。

現状におきましては、小規模からの卒園児については、利用調整をする中で加点をしております。現状としては認可保育所、もしくは認定こども園に優先的に入園していただいております。

今後も引き続き、そういった形で優先的に入園していただくということで、卒園してから待機にならないというふうなことを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 具体的な数としてはゼロという認識で分かりました。現状に関してはそこでいけているということで理解しました。

ここにはない分ですけども、認可外であるとか、そういった方々もあると思うんで

す。そこら辺のフォローも、この条例外ではありますけども、ちょっとやっていただきたい。

行く先がないというのは本当に路頭に迷うみたいな感覚と一緒にですので、働き先も考え直さないといけない、死活問題になると思いますので、摂津市は小さいまちですので、そういった手を差し伸べるというのは、数もそんなに多くないと思いますので、必ずやっていただくよう要望しておきます。

もし、それがちょっと崩れそうなのであれば、また、随時報告をしていただきたいなと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 ほか、ございますか。
安藤委員。

○安藤薫委員 連携施設の設定も緩和をしてきているというのがこの間の流れだと思うんですね。

条例で連携施設を設定しなければならぬというの、延長されて令和6年ということになった。

令和6年までに連携施設を設定するの、なかなか難しいという状況の下で小規模保育事業所の連携施設、特に卒園後の行き先としての連携施設を事業所内保育事業者でもオーケーだという緩和をされて、さらになおかつ、この条例によると、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じるときは、連携施設を設定しなくていいというようなことで、緩和につぐ緩和ということで、非常に制度設計そのものに疑問を感じるわけです。

ただ、今、お話がありましたように、摂津市では小規模事業者が五つある中で、優先的に入園できるような加点をされているということですので、当面はいけ

るのかなというふうに思っていますが、しかし、制度上から考えると、やはり3歳卒園後の行き先のためにつくられる連携施設をこのままでいいのかというのは問われていると思うんですね。

ここにあります、市長が引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときという、必要な措置を講じているというのは、先ほど言われたように、加点をして優先的に入れるというようなことなのか、そういうふうな措置は講じたけれども、今と違ってもっと厳しい状況の下で加点をしても入園先が見つからないようなケースが出てくることも想定しないといけないんですけども、そういった点もやはりきちんと入園させるということに必要な措置と見るのかですね、その点のちょっと考え方を聞かせてください。

○嶋野浩一朗委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 卒園後の行き先ということで、我々としては、優先的に、まず、その卒園児については入園していただくということで調整しておりますが、今後も保育所の定員を考えましても、2歳枠と3歳枠、大きく開きがありますので、待機とならないように調整できるかと考えております。

今回このように条例の改正をしたいと考えておりますが、まずは第一に連携施設の設定というのは取り組んでまいります。

この連携施設の設定というのは、あくまで小規模保育事業者が主体となって進めていくのですけれども、我々も設定に向けていろいろ支援はしていきたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 連携施設設定は小規模事業者ではありますから、努力してもらわな

いといけないわけです。ただ、やはり施策として小規模事業者を募集していたと、ゼロ歳、1歳、2歳の待機児童を解消するという意味合いもありますし、事業者の側も小規模であれば参入しやすいということもあって、こういった制度になっているわけですから、制度上の矛盾によって、子どもが非常にふえたときに、待機児童があふれかえってしまって、連携施設がなくて、必要な措置を講じても入れないような状況が生まれるということをやはり想定しておかないといけないと思います。

その中で摂津市として、どういうふうな状況であっても、連携施設として3歳卒園後の行き先は必ず確保すると、そういった意味合いの位置づけでやっていただきたいということをちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

今後いろいろな緩和措置があるかと思いますが、小規模事業所をどんどんふやしていくということもやはり考えていかなないといけないのかなというふうに思っています。

本来は、必要な方が希望する保育園に入れるような状況をつくっていれば連携施設云々というようなことではなくなるわけですので、その辺の整備ですね、今年度も数十所の新たな認可保育所を予定されているというふうに聞いておりますので、また、そういったところも見ながら、小規模保育事業所の連携施設の設定が難しいという矛盾も何とか解消できるような施策を進めていっていただきたいと要望しておきたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第62号の審査を行います。
本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時23分 休憩)

(午後1時24分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 では、再開いたします。

次に、議案第38号の審査を行います。
本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 1点だけお伺いします。

内容が、この次の議案第66号に関わっている分の補正だと認識しています。

ちょっと1点だけお伺いしたいのが、この新型コロナウイルス感染症においてですね、自粛期間中におきまして自宅にいる時間が長くなったというふうな、ほとんどの人がそうだと思います。

その中で、例えば水道料金で、この3月から5月ぐらいですかね、通常より料金収入が上がっているのか、ちょっと1点、そこをお伺いしたいなと思います。

○嶋野浩一郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、新型コロナウイルス感染症関連で、3月、4月、5月の水道使用料の傾向につきまして、ご答弁させていただきます。

現在、令和2年3月、4月、5月分につきまして、前年度の3月、4月、5月との比較をさせていただいております。

全体的な傾向といたしましてですが、まず3月につきましては、一般利用について

はほぼ影響が出ていない状況でございます。ただし、口径150ミリ、200ミリの大企業につきましては、若干の低下が見られております。

続きまして、この4月でございます。4月につきましては、一般的に使われます13ミリ及び20ミリの口径の使用につきましては、若干の増加というふうになっております。ただ、個別に見ますと、世帯の中で大きくふえている世帯もあれば、大きく下がっている世帯もございます。

分析をしましたところ、ふえている世帯につきましては、やはり自宅待機等で家にいる時間が長くなったためふえていると。ただし、減っている世帯につきましても、例えば一人暮らしの方が仕事がないので、学生が実家に帰ったり、部屋を空けられたり、あと、小規模の商店等で全く水を使わないというような状況から、プラスマイナスゼロぐらいの感じで推移しております。

一方、中口径、口径25ミリ以上の口径につきましては大幅に水量が減っている状態でございます。

これは、5月につきましてもほぼ同じ傾向というふうになっております。

水道使用料金でございますが、税抜きベースでございますが、4月、5月で月約1,000万円ほど水道使用料が低下しているという状況になっております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ご答弁の中であります、3月は影響がない、4月が若干、個別の家庭に関してはふえていると、ただ、小規模の店舗とかが動いていない影響でプラスマイナスほとんどゼロぐらいになっているんじゃないかなという説明を受け

ました。

ただ、その中で各家庭に関しては恐らく上がっているというような認識なので、今回の新型コロナウイルス感染症対策ということもあまして、一般料金を下げられるということだと思っておりますが、最後、1点確認だけですが、水道料金が4月に関しては1,000万円の収入が減しているということですけど、今回、それに関してはこの補正には入っていないということで、今後最終の分が出てくるというような認識でいいのか。それが、今後、この状況が続けばどれぐらい下がる見込みなのか、最後、それだけお伺いしたいです。

○嶋野浩一朗委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、補正予算の内容につきまして答弁申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、ご指摘頂いておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の支援対策としての減額、それに対応する水道料金の減、それから、一般会計で相当分を負担していただくということで一般会計からの入、それが中心になっております。

水道料金自体の減収については、先ほど柳瀬課長からもお話がありましたとおり、月1,000万円単位で前年比で減収となっておりますが、この分に関しては予算には今のところ反映いたしておりません。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響、社会経済活動が再開されてきましたので、今後どれぐらいの影響が出るのかを見極めた上で、最終的に歳入の補正が必要なのかどうか、改めて判断させていただいて、やはり必要であるということになりましたら、改めて補正予算を提出させていただきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長　ございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員　新型コロナウイルス感染症の影響でいろいろな対策が打たれてきている中で、全ての市民が日常生活の中で使う水道料金の負担軽減ということで実施されることについては、一定、評価したいと思います。

その上でお聞きしたいんですけども、大阪府内の市町村を見ますとですね、半分以上で何らかの形で減免措置を取っておられます。

大阪広域水道企業団議会で事業統合されている自治体でもほぼほぼ減免を、一般会計から繰入れをして減免をされております。

その内容等を見ますと、基本料金全額を4か月とか6か月とか減免するとか、摂津市のように半額を4か月というようなところもあるかと思うんですけども、この基本料金の半額といいますと、大体税抜きでいうと、1か月340円ぐらいになるんでしょうか。4か月ですと1,300円ぐらいになります。

1軒1軒にすると非常に額的には小さいものかもしれませんが、高いと言われている水道で、しかもいろいろな水道事業会計が苦しいという中でも、市民生活を見て一定の減免をしたというのは、それはやっぱり市民に対するアピールにはなるんだろうとは思いますが、他市と比べて、基本料金が半額で4か月という、その判断基準をどんなところからされたのか、一般会計の繰り入れですので、政策的なものもあるかと思えますけども、ちょっと水道事業としてどのように考えておられるのか、また受水費等も大阪広域水道企業団議会のほうの統合団体の団体が値下げをやっ

ている中で、本体の大阪広域水道企業団議会の水道料金そのものを変動されるというような可能性はあるのかどうなのか、その点、ちょっと聞かせてください。

○嶋野浩一郎委員長　柳瀬課長。

○柳瀬料金課長　それでは、今回の減免が4か月5割減免につきましてのご答弁をさせていただきます。

まず、期間につきまして検討させていただきました。

3月に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、スポーツジム等の利用自粛、文化イベントの自粛、学校の休校、また、WHOがパンデミックを表明し、外出自粛が始まりました。

4月には緊急事態宣言、外出自粛、テレワーク推進、休業要請など本格化いたしました。

5月は、緊急事態宣言は継続し、5月25日に、全面解除となりましたが、6月に入りましても、自粛は継続し、収束に向かいつつありますが、まだ警戒が必要な段階であるということで、我々といたしましては、3月から6月の4か月間が新型コロナウイルス感染症による影響が甚大であった期間であると認識し、その4か月間につきまして水道料金の減免を行うということで検討をさせていただいております。

また、5割という減免額でございます。今回の減免に関しましては、先ほど、委員からのご質問の中でございましたとおり、一般会計からの繰り入れを原資としております。

我々といたしましても、大きければ大きいほどその効果は高いというふうに考えておりますが、この限られた原資の中で4か月の減免を行うことから、5割の減免が妥当であると判断し、また、北摂他市の状

況を勘案し、バランスを取った形での減免率とさせていただきます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、大阪広域水道企業団議会の水道料金について答弁申し上げます。

ただいま、大阪広域水道企業団議会でも令和元年度の決算を受けまして、用水供給事業の料金の値下げについて検討されているということはお伺いしておりますけれども、最終的にこの減額を実施するのかどうかという最終結論には至っていないというふうにお伺いしております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 この4か月間の生活状況から勘案して4か月の水道減免ということで判断されたということであります。

今後、緊急事態宣言が解除されて経済活動も徐々に再開をされていく中で、どのように市民生活、それから市内の経済活動がどう推移していくのか、これをやっぱり注視していかないといけないと思いますが、私どものところに届いているお話でいくと、この4か月間の大変さというのは、これから特に中小零細企業の場合、支援が間に合わずに廃業ですとか、解雇であるとかいうことでいうと、家庭、家計というのは非常にしんどい状況が生まれてくるのではないかと非常に危機感を持っております。

電気代が払えなくて明日にでも止められてしまう、ガス代、水道代が払えないというような、ぎりぎりのところまでいくような方々がこれまで以上に出てくるのではないかなど。

そういったときに、水道というのは命に

関わる問題ですので、きちんと支払い猶予であるとか、相談に来られれば乗っていただいているものだというふうに思うんですけども、この間の数箇月ですね、一、二か月の状況で水道料金の相談であるとか、支払い猶予であるとか、分納等を希望されるような方の状況が実際にはあるのかどうか、1点お聞かせいただくとともに、一緒に聞いておきますが、やはり今後の家計や経済状況の推移を見ながら水道料金の減免については、4か月とは言いますが、状況次第によっては延長ということも視野に入れていく必要があると思っておりますが、その点の考えについてもちょっと聞かせておいていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、私のほうから、この新型コロナウイルス感染症に伴う支払いの納付相談の件数等につきましてご答弁させていただきます。

6月10日現在の数値でございますが、84名、件数にして91件、一人の方で複数の水栓を持っておられる方がおられますので、84人、91件のご相談がありまして、その都度、その状況をお伺いして、1か月ないし2か月程度の徴収猶予をさせていただきますまして、また、その期間が切れましたら再度ご相談いただくという形で、柔軟な形で対応をさせていただいてるところでございます。

また、今後の減免の継続等につきましては、社会情勢等、新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案して今後も継続するのか、また、新たな施策を打つのか、市全体としてどのような対策ができるのかを検討した上で、そのときの一つの手段として水道料金の減免を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 そういう要望をしておきます。

電気、ガス、水道ですね、本当にライフラインになります。支払いは、事業をやっておられる方はですね、商売でまだ収入が入ってこない中でいろいろな固定経費がかかって、家賃であり、リース料であり、光熱費であり、人件費であり、様々な支払いに追われてしまっている事業者の方もたくさんいらっしゃるって、手が見つからないというようなお話もお聞きすることがあります。

その中で、やはり自治体として、ある意味、社会保障の一つとして、もちろん公営企業という性格を持ち合わせながらも社会保障の一つとして水道事業があるわけですので、支払い猶予等、ぜひ相談は丁寧にやっていただきたいなど。

その上で、検針で請求書を出される際には、もちろん今回の減免についてもきちんと周知していただいて、これだけ下げさせてもらったと、頑張ってくださいという意味合いを込めて周知していただきたいんですが、同時に、支払いで困っておられる方については、支払い猶予の制度、分納の制度があるので、今回ばかりはちゃんと相談してくださいねと、放っとかないでくださいねということと一緒に通知していただくよう、それは要望しておきたいと思えます。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第68号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時42分 休憩)

(午後1時43分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第37号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後1時45分 休憩)

(午後1時46分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議をさせていただきます。

委員会の行政視察については、5月に実施予定で進めておりましたが、新型コロナ

ウイルス感染症拡大防止のため、4月15日付で延期に係る通知をお送りさせていただきました。

その後、6月1日に各委員長で委員会の行政視察について協議をいたしまして、緊急事態宣言は全国的に解除されましたが、引き続き、3密を避けるなど感染症への防止対策を講じる必要がある状況下において、委員会の行政視察を行うことは困難ということが確認をされました。

これを受けまして、令和2年度につきましては、本委員会の行政視察を中止させていただきたいと思っておりますけれども、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後1時48分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 嶋野浩一朗

文教上下水道常任委員 安藤 薫